

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、
下記リンク先の 5～6 ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	11 産業機械	改正	A8330-5	土工機械－運転室内環境－第5部：前面窓ガラスデフロスタ試験方法	Earth-moving machinery－Operator enclosure environment－Part 5: Windscreen defrosting system test method	この規格は、土工機械の前面窓ガラスデフロスタの試験方法及び基準について、ISO 10263-5:1994を基に2006年に制定されたもので、運転室に装着されるデフロスタを適正に設計・評価することによって、土工機械の運転員の冬季の視野を適正化し、機械の安全性を高めるのに寄与することを意図して作成された。その後、ISO 10263-5は技術的な面での見直しに基づき2009年に改訂（以下、対応国際規格という。）され、試験装置、試験条件、試験方法及び試験報告書の規定の一部が変更された。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術及び市場の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、要求される品質が明確化され、国際市場の要求に合った製品の開発・製造が可能になり、国際市場での取引における相互理解が促進され、取引の単純公正化及び国際貿易の円滑化が期待される。その結果、さらに、市場規模の拡大も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験装置において、エンジン回転計及び全面窓ガラス上への供給水測定装置の精度の規定を追加し、また、風速計の測定精度を±10%から0.5m/sに変更する。 ・試験条件において、プロワモータの端子電圧の規定を変更し、精度を高める。 ・試験方法において、機械を冷却する方法及び前面窓ガラス上に氷被膜を作る方法の規定を簡略化する。 ・試験報告書において、報告書の記載項目に、試験対象機械のモデル・製品識別番号、試験環境（温度、湿度、風速など）、霜取り状態を明確に区別するための写真の追加などの規定を追加する。	－	ISO 10263-5:2009	IDT	第2条の該当号：4（試験方法） 対象事項：土工機械	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本建設機械施工協会のWG	2025年7月
JSA	11 産業機械	改正	A8339	土工機械－クイックヒッチ（クイックカブラ）－安全性（追加）	Earth-moving machinery－Quick couplers－Safety	この規格は、土工機械で使用するクイックヒッチ（クイックカブラ）の安全要求事項について、ISO 13031:2016を基として2022年に制定されたもので、クイックヒッチを使用するときにはアタッチメントが脱落しないよう確実に装着するための要求事項を規定し、クイックヒッチの使用に対する安全性及び作業効率の向上を確保することを意図して作成された。その後、油圧ショベル及びバックホウローダのアーム端部にクイックヒッチを装着する際にクイックヒッチが不意に落下する不具合を解消するため、ISO 13031は2025年にAmd.1が発行（以下、対応国際規格という。）され、その対応策の規定を追加し、機械の安全性を更に高めた性能規定となった。このような状況から、対応国際規格との乖離を解消するとともに技術及び市場の事態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	この改正によって、要求される品質が改善され、国際市場の要求に合った製品の開発・製造が可能になり、国際市場での取引における互換性が確保され、国際貿易の円滑化が期待される。その結果、さらに、市場規模の拡大も期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・安全要求事項及び保護方策の係合機構の規定において、新たに、規定の附属書として油圧ショベル及びバックホウローダのアーム端部に装着されている動力式クイックヒッチに対する要求事項を追加し、本体からこの附属書を引用するように変更する。	－	ISO 13031:2016/Amd 1:2025	MOD	第2条の該当号：1（安全度） 対象事項：土工機械のクイックヒッチ	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本建設機械施工協会のWG	2025年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	11 産業機械	改正	B6228-2	工作機械ーブラノミラーの試験条件ー精度試験ー第2部:ブリッジ移動形(ガントリ形) (現行名称: 工作機械ーブラノミラーの検査条件ー精度検査ー第2部:ブリッジ移動形(ガントリ形))	Machine tools – Test conditions for bridge-type milling machines – Testing of the accuracy – Part2:Travelling bridge (gantry-type) machines	この規格は、JIS B 6190-2、JIS B 6190-7及びJIS B 6191に基づき、汎用目的で使用する普通精度のブリッジ移動形(ガントリ形)ブラノミラーの静的精度、工作精度及び数値制御軸の位置決め精度の検査条件について規定したものである。対応国際規格であるISO8636-2は、近年、作業効率向上のために回転テーブルを付加したブラノミラーが増えていること、また、より高精度な部品の製造が求められていることなどの市場背景に対応するために2024年に改訂され、検査項目の見直しが行われた。ブリッジ移動形(ガントリ形)ブラノミラーは、大型のワーク(工作物)の加工に使われ、海外への輸出台数も多い。そのため、我が国においても対応国際規格との乖離を解消するとともに、技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。	国際規格及び市場の実態に合わせた改正を行うことにより、製品同士の比較、受渡し、保守等の目的で行う精度検査の公正性が担保され、活発かつ公正な商取引を促進することができると期待される。また、最新のISOと整合することによりJISが輸出入の障壁となることを防ぐことで、市場の拡大が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ①一般事項において、安全性の向上や新技術の導入のため、機械のレベリング、ソフトウェア補正、測定方法図に関する規定を追加する。 ②静的精度検査の運動軸に関する検査事項において、次の修正を行う。 ・立てフライスヘッドの運動の幾何精度を詳細に試験するため、新たに垂直方向運動(Z軸)に関する試験事項を規定する。 ・移動形クロスレールのW軸の運動の幾何精度を詳細に試験するため、クロスレール運動(R軸)とコラム運動(X軸)及び立てフライスヘッドサドル運動(Y軸)との直角度の検査事項に代えて、新たに真直度試験及び平行度試験を規定する。 ・移動形クロスレールのW軸の傾きを詳細に試験するため、クロスレール運動(R軸)の傾き変動の検査事項に代えて、新たに角度誤差試験を規定する。 ③静的精度検査のテーブルに関する検査事項において、回転テーブルの幾何精度を試験するため、新たに回転テーブルの振れの試験及び回転テーブルの回転軸に対するZ軸運動の平行度試験を規定する。 ④旋回フライスヘッドをもつ機械が少ないため、静的精度検査において、旋回フライスヘッドに関する試験項目を削除する。また、数値制御による位置決め精度検査の旋回軸に関する検査事項を削除し、新たに回転テーブルの位置決め精度試験を規定する。 ⑤JIS B 6190-12:2024として工作精度試験を規定する規格が発行されたため、この規格から工作精度検査を削除する。	—	ISO 8636-2:2024	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：工作機械	法律の目的に適合している。	利点：ウ、キ 欠点：いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本工作機械工業会のWG	2025年7月